

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

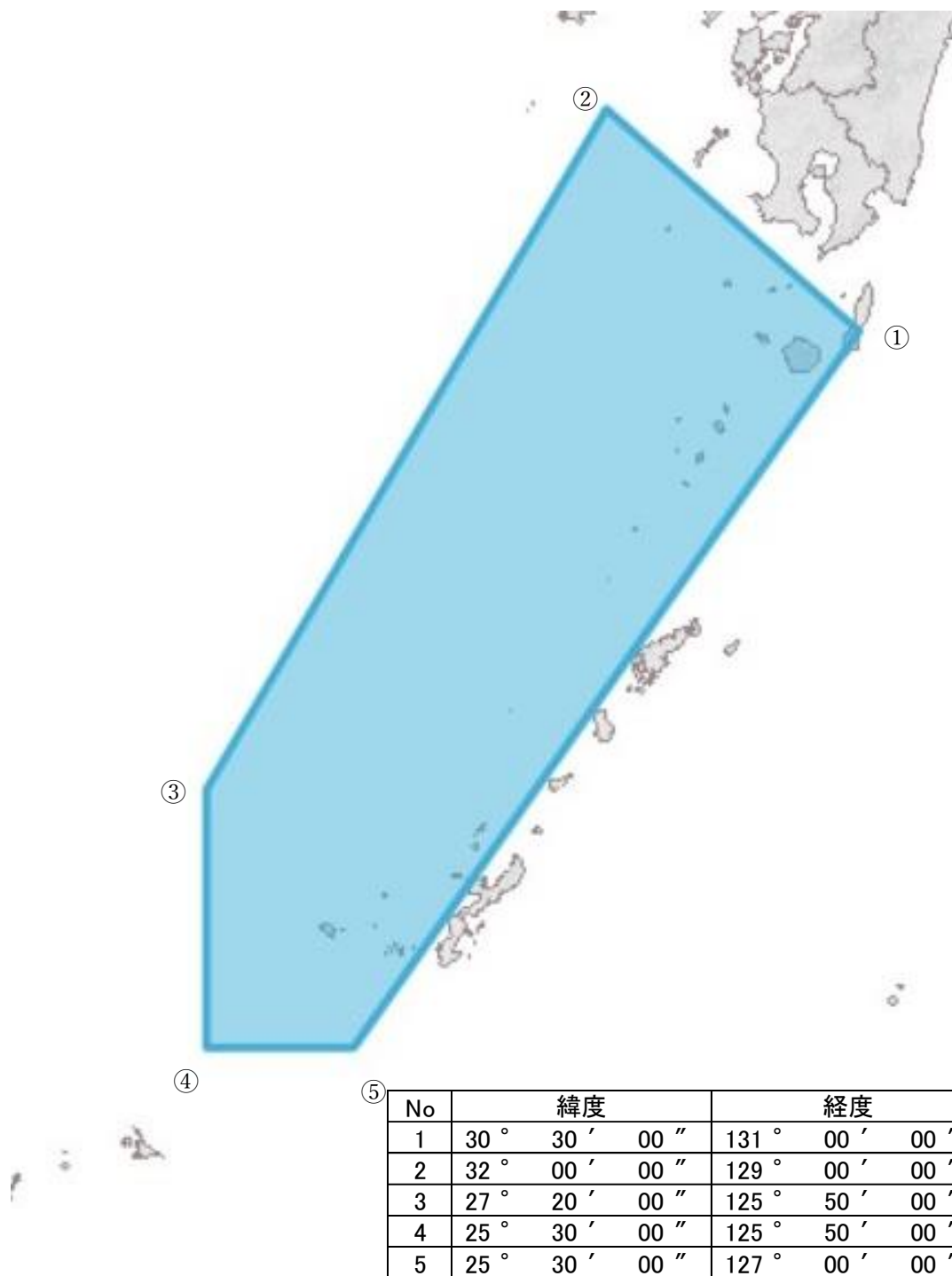
令和 6 年 9 月 3 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

- 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
 - 住 所 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号
- 水路測量を実施する区域及び期間
 - 区 域 沖縄周辺海域（別添付図のとおり）
 - 期 間 令和 6 年 9 月 22 日～10 月 28 日
- 水路測量の実施方法
自律型無人潜水機（AUV）に搭載したマルチビーム音響測深機による海底地形調査
- 航行船舶に対する安全措置
 - 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚
 - 第十管区水路通報

付図



※陸域は除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan